

H30.6.27(水)

produced by 舞川イノベーション会議

一関 絶景 バスツアー

川崎町 石蔵山から

いちのせきには車で
行ける絶景ポイントが
あります。

舞川 大部ヶ岩から

そば打ち体験

金山棚田

イメージ

五区楽そば

乗車場所 まるく(無料P) 9:00 一ノ関駅西口 9:30

金山棚田⇒御草神社・大部ヶ岩⇒五区楽そば そば打ち体験⇒石蔵山⇒道の駅 かわさき⇒解散 各地 16:00頃～

¥ 5,980 体験料・消費税込み

募集締切6/24 定員20名

最少催行10名 添乗員同行無し

見学場所までは、徒歩数分ですが、必ず歩きやすい靴でご参加ください。

主催 いちのせきニューツーリズム協議会

裏面の旅行条件書をよくお読みになりお申込下さい。

※当日は、動きやすい服装でお越し下さい。※乗車時は必ずシートベルトを着用して下さい。※行程は予告なく変更になる場合があります。※必ず係の方の指示に従って下さい。※アレルギーをお持ちの方は予め必ずご連絡下さい。※全行程 貸切バス(まるく)での移動となります。



旅行企画・実施・申込

まるく

☎ 0191-34-8421 ☎ 0191-34-8422

岩手県一関市赤荻字雲南 171-2

HP: <http://t-maruku.com> Mail: info@t-maruku.com

岩手県知事登録旅行業 3-226 号

国内旅行業取扱管理者 大竹 真

旅行業業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。

旅行実施可能範囲 一関市・登米市・住田町・平泉町・奥州市・東成瀬村・気仙沼市・栗原市・陸前高田市

受託販売(一社) 一関市観光協会

☎ ☎ 0191-23-0066 年中無休 9:00~17:30

岩手県一関市駅前1

岩手県知事登録旅行業 3-219

国内旅行業取扱管理者 菅原 清忠

お申込⇒



お支払いについて。 催行が決定しましたらご連絡いたしますので、旅行代金全額を5日以内にお振り込み又は現金にてお支払い願います。お振り込みの場合恐れ入りますが振込料はご負担願います。※当社が特別に認めた場合は乗車時の現金支払いも可能です。

ご旅行条件にの書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。 このご旅行は(株)まるく(以下「当社」)が企画・実施するものです。、この旅行条件は当パンフレットに記載されている条件のほか標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

＜1.旅行のお申し込み及び契約成立＞
①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」の一部として取扱います。②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点で契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内(当社の定めた期間内)にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。③企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお申込金を受領したときに成立するものとします。

＜2.旅行代金のお支払い＞
①旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

旅行代金の額	申込金 (お一人様)
5,000 円未満	全額
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

	旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	②20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
	(③～⑥を除く)	
	③7日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤旅行開始日当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食事代及び消費税等諸税を含んでいます。なお上記の経費はお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。
旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の表の利率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
ただし宿泊のみのコース及び各コースに明記がある場合は下記の表の取消料となります。

	旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①6日目にあたる日以降の解除	無料
	②5日目にあたる日以降の解除(③～⑥を除く)	取消人員14名以下の場合 無料 取消人員15名以上の場合 旅行代金の20%
	③3日目にあたる日以降の解除(④～⑤を除く)	旅行代金の20%
	④当日の解除(⑤を除く)	旅行代金の50%
	⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

個人情報の取扱いについて必ずお読みください

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
＜旅行代金の変更＞当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前 にあたる日より前にお客様に通知します。＜旅行契約内容の変更＞当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。＜お客さまによる旅行契約の解除＞お客さまのご都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。＜当社による旅行契約の解除＞旅行開始前・お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。＜当社の責任及び免責事項＞当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。＜お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。＜旅程保証＞本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。＜その他＞お客さまが個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。★集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。★土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。★本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰りが遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

●この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご覧ください。 ●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。 ●バス車内は禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
旅行企画・実施株式会社 　まるく 岩手県一関市赤荻字雲南 171-2 (岩手県知事登録旅行業第 3-226 号) 国内旅行業務取扱管理者 大竹 真 (一社) 全国旅行業協会正会員

FAX 参加申込用紙

＜6/27 一関絶景とそば打ち体験バスツアーお申込み＞

こちらまで FAX 0191-34-8422 ※ 必須項目

FAXにてお申込の方は折り返し確認書をFAXいたしますので番号ご記入願います。記入がない場合はお電話でご連絡する場合があります。

①	※お名前	※性別	※年齢	※集合場所 いずれかに○
	フリガナ	男・女	歳	まるく 一ノ関駅西口
※住所	〒			※ TEL (当日連絡が取れる番号)
メール	@			FAX (折返し確認書をお送りします)

②	※お名前	※性別	※年齢	※集合場所 いずれかに○
	フリガナ	男・女	歳	まるく 一ノ関駅西口
※住所	〒			※ TEL (当日連絡が取れる番号)
メール	@			FAX (折返し確認書をお送りします)

③	※お名前	※性別	※年齢	※集合場所 いずれかに○
	フリガナ	男・女	歳	まるく 一ノ関駅西口
※住所	〒			※ TEL (当日連絡が取れる番号)
メール	@			FAX (折返し確認書をお送りします)

☆参加申し込みはホームページ・メールでも受付ております☆

お申込・お問合せ⇒まるく 『HP』 <http://t-maruku.com/> 『Mail』 info@t-maruku.com